

成年後見制度説明会

対象：町内在住・在勤の方 期日：2月2日(土)・23日(土) 時間：午後1時30分～4時 場所：町ふれあいセンター 定員：50人(申込順) 申込・問合せ：1月25日(金)までに町包括支援センターへ電話で申し込みください。☎296-7700

お知らせ

入間西障害者相談支援センター

障がい種別にかかわらず、福祉サービスの利用援助や介護相談など、日常生活に関する心配ごと等の相談会を開催します。秘密は厳守します。
日時：1月23日(水) 午後2時～3時
場所：鳩山町役場3階306会議室 問合せ：入間西障害者相談支援センター
●身体・知的障がいに関すること ☎283-4700 (FAX共) ●精神障がいに関すること ☎283-4755 (FAX共) ※電話・訪問・来所による相談も行っています。

税理士による所得税の還付無料相談

対象：年収600万円以下の方で、①年金受給者の方 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年の途中で退職された方 期間：2月1日(金)～15日(金) 申込・問合せ：関東信越税理士会 東松山支部事務局へ、事前に電話で申し込みください。(午前10時～午後3時の間) ☎0493-25-2670

意識したことありますか?最低賃金

埼玉県最低賃金が平成24年10月1日から時間額771円に改定されました。埼玉県最低賃金は、県内すべての労働者とその使用者に適用されます。なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。詳しくは、埼玉労働局賃金室(☎048-600-6205)、または最寄りの労働基準監督署へ。

平成25・26年度 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

入札参加資格審査申請受付
受付期間：1月28日(月)～2月15日(金)(土・日曜日、祝日は除く) 受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時 受付場所：毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 総務担当
提出方法：持参または郵送(必着) 申請書類：同組合ホームページ(<http://www.mohgesuidou.or.jp/>)からダウンロード 業種：申請書類は、業種別に「建設工事(イエロー)」、「設計・調査・測量(グリーン)」、「物品・その他(グレー)」と指定された色のファイルと一緒に提出。 問合せ：毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 ☎294-9333

平成25・26年度 西入間広域消防組合

入札参加資格審査申請受付
受付期間：2月1日(金)～15日(金)(土・日曜日、祝日は除く) 受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時 受付場所：西入間広域消防組合 総務課総務担当 提出方法：持参のみ(郵送は不可) 申請書類：西入間広域消防組合総務課窓口で配布、又は同組合ホームページ(<http://www.119nishiruma.jp/>)からダウンロード 業種：申請書類は、業種別に「建設(青)」、「業務(黄)」、「物品その他(緑)」と指定された色のA4ファイルに綴じて提出。 提出先・問合せ：西入間広域消防組合総務課総務担当 ☎295-0147

平成25・26年度 坂戸地区衛生組合

入札参加資格審査申請受付
受付期間：2月1日(金)～28日(木)(土・日曜日、祝日を除く) 提出方法：持参のみ(郵送は不可) 申請書類：1月15日(火)から同組合事務所で配布 資格有効期間：平成25年6月1日～平成27年5月31日まで 提出先・問合せ：坂戸地区衛生組合庶務係 ☎283-3561

多世代活動交流センター

イベント情報

つどいの広場(ぽっぽ)

子育て教養講座
日時：1月22日(火) 午前11時～
内容：毛糸で遊ぼう
～ポンポン玉づくり(指編み)
講師：米良 美枝氏
費用：無料
問合せ：つどいの広場(ぽっぽ)
☎296-7733

ガラス工芸体験工房

ガラス工芸体験
日時：毎週土曜日
午前10時～正午(予約制)
費用(30分間の料金)：とんぼ玉800円、
ガラス絵付け(ガラス1個)800円
問合せ：はとやまがらす事務局 金子
☎296-4812 ※留守番電話にお名前と電話番号を入れていただければ、折り返しご連絡いたします。

美術展示室

町所蔵版画展
～版画で旅する古都～



「奈良風景」 笹島喜平作

開催期間：3月29日(金)まで
開館(開室)時間：午前9時～午後5時
閉館(閉室)日：土・日曜日、祝日、
年末年始
入館(入室)料：無料
問合せ：町教育委員会生涯学習課
文化財分室 ☎296-3862

税務署からのお知らせ

公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は必要ありません。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。 ※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

問合せ：東松山税務署 ☎0493-22-0990(自動音声でご案内します)

募 集

町立学校給食センターからお知らせ

臨時職員募集

応募資格：①平成25年2月1日現在、50歳未満の方 ②健康状態が良好な方
職務内容：学校給食の調理等 雇用期間：平成25年2月1日～平成25年3月31日（土・日曜日、祝日、小・中学校の長期休業日（春休み等）を除く）
勤務時間：午前8時30分～午後3時30分（休憩時間60分） 賃金：時給820円（通勤手当等なし） 募集人員：1人
願書提出期間等：1月4日（金）～21日（月）の間に、町立学校給食センター又は町教育委員会教育総務課（役場3階）へ、履歴書又は学校給

食調理員志願調書を提出してください。
※学校給食調理員志願調書は、町立学校給食センター又は町教育委員会教育総務課にあります。 選考方法：書類審査及び面接による 問合せ：町立学校給食センター ☎296-0311 または、町教育委員会 教育総務課 ☎296-1227

参加者募集

はとつ子応援団 子育て支援講座 お手玉づくり

対象者：乳幼児をもつ保護者 日時：1月23日（水）午前10時15分～正午（受付は午前10時～） 場所：町立鳩山幼稚園 講師：関口 みさ子氏（埼玉県子育てアドバイザー） 定員：20人
費用：無料 その他：託児あり

ママのバレンタインクッキング

対象者：乳幼児をもつ保護者 日時：2月7日（木）午前10時～午後1時（受付は午前9時45分～） 場所：町保健センター 講師：高見 みな子氏

（地域活動栄養士れもんの会代表） 定員：20人 費用：無料 持物：エプロン、三角巾、マスク その他：託児あり 申込・問合せ：町立鳩山幼稚園 ☎296-0592

自衛官採用試験

応募資格：18歳～21歳未満の方 ※年齢は平成25年4月1日現在 種目：防衛大学校学生 試験期日（一次）：3月2日（土） 受付：1月23日（水）～2月1日（金）まで

自衛官採用セミナー

対象者：現役高校生、専門学生、大学生等 日時：1月10日（木）正午～ 場所：坂戸市文化施設「オルモ」 ※入退場自由、予約不要
問合せ：自衛隊入間地域事務所 ☎04-2923-4691

催 し

埼玉県平和資料館

映画会「晩春」

日時：1月19日（土）午後1時30分～3時20分 内容：戦後占領下の鎌倉が舞台。早くに妻を亡くし、それ以来娘に面倒をかけてきたことを気にする大学教授。父親を残して嫁に行く気にはなれない娘。そんな父と娘の親子愛を中心に、二人を取り巻く人間模様を淡々と描いた小津安二郎監督の代表作。
費用：無料

テーマ展「寄贈資料が語る戦時の記憶～平成23年度新収集資料を中心に～」

期間：2月24日（日）まで 内容：昨年度新たに当館に寄贈された約600点の資料の中から、当時の人々の暮らしや世相、軍隊生活など、テーマを設けて展示紹介します。

入館料：一般100円、高校・大学生50円 休館日：毎週月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日） 問合せ：県平和資料館 ☎0493-35-4111

地域主権一括法の施行に伴う

「(仮称) 指定地域密着型サービス等の事業の 人員、設備及び運営等に関する基準条例」等

の概要に対する意見募集について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）が平成23年4月28日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月15日に成立し、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた介護保険サービス事業者の指定等に関する基準について、都道府県や市町村の条例で定めることとなりました。

条例は、平成25年3月31日までに制定、施行することとされており、本町では、平成24年度中に制定する予定です。

この度、条例案の作成にあたり、町の考え方をまとめましたので、町民の皆様のご意見等を募集します。

閲覧・貸出先：役場高齢者支援課、役場東出張所、町立図書館で閲覧・貸出ができます。また、町ホームページ（<http://www.town.hatoyama.saitama.jp/>）でも閲覧ができます。

募集方法：ご意見等を文書にまとめ、直接持参、郵送、FAXまたはEメールでご提出ください。様式は自由ですが、住所、名前、電話番号は必ず記載してください。※郵送の場合、期限内必着でお願いします。

募集期間：1月4日（金）～2月4日（月）

提出先・問合せ：〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16

役場高齢者支援課 ☎296-1210（直通）、FAX 296-3390

Eメール h190@town.hatoyama.lg.jp

広告

冬場の水の使用について

最近、日に日に寒さが増してきました。寒くなると池や川の表面に氷が張りますが、目に見えない水道管の中でも同様に氷が凍ってしまうことがあります。朝、蛇口をひねっても水が出ないのはそのせいです。たいていは暖かくなると氷が解けて水が出るようになりますが、急ぐときはお湯などを水道管にかけて氷を解かすとよいでしょう。

予防策として、凍らないように水道管を防寒材等で覆ったりすることも必要です。また、場合によっては凍って膨張した水で水道管が破裂することもあります。宅内での水道管の破裂や、水漏れ等を見つけたら、落ち着いて、鳩山町指定給水工事業者へ修理の依頼をしてください。

問合せ：役場水道課 ☎296-1228

水道メーターの検針にご協力を

町では、各ご家庭の水道メーター検針のため、委託会社の検針員が2か月に一度（奇数月の中旬ごろ）お伺いしています。正確かつスムーズに検針ができますよう、次のことについてご協力をお願いします。

◆メーターボックスの周囲やボックス内はいつもきれいにしてください。

◆メーターボックスの上には荷物等を置かないようにお願いします。車両があるときには、お客様ご自身での移動をお願いします。◆検針の際には、犬をメーターから離れた場所に繋いでいただくか、立ち会いでの検針をお願いします。◆家の増改築等でメーターが床下や室内になるときは、検針のできる位置に移設をお願いします。

問合せ：役場水道課 ☎296-1228

【お詫びと訂正】12月号16Pの「越生斎場 年末年始業務」の「休業日」に誤りがありました。正しくは「1月1日（火）～3日（木）」です。お詫びして訂正いたします。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度のお知らせ

この制度は、事前に登録されたご本人に関する住民票の写しや戸籍謄抄本などを、本人の代理人や第三者に交付した時、その交付した事実を通知する制度です。住民票などが不正に取得され、住民の方のプライバシーが侵害されることを防ぐため、平成22年6月1日から実施しています。

■ **どんな時に通知するのか** 住民票では、本人又は同一世帯以外の方が取得した場合に通知します。血縁者でも別世帯の方は第三者と見なしますので、同一住所でも登録している世帯が別になっている方が取得した場合は、通知の対象となります。

戸籍謄抄本等では、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方、又は直系の尊属卑属（父母や孫など）以外の者が取得した場合に通知の対象となります。

住民票、戸籍謄抄本とも委任状の添付による代理人からの交付請求も含まれます。ただし、次の場合を除きます。①裁判及び紛争に関わるもので特定事務受任者（弁護士・司法書士等）が請求した場合 ②公用による請求

■ **何を交付した時に通知するのか** 住民票（除かれた住民票を含む）の写し、住民票記載事項証明書、現在戸籍・改製原戸籍・除籍の謄抄本と戸籍記載事項証明、及び戸籍の附票（除かれた戸籍の附票を含む）などが該当します。また、申請者本人にかかる住民票の写し等のみが対象となりますので、同一世帯内のご家族の個人住民票や、同一戸籍内のご家族の戸籍抄本などは対象外となります。

■ **通知の方法など** 通知は登録されたご本人（法定代理人の場合は代理人）宛で、封書で送付します。通知する内容は、交付された住民票等の交付申請書に関して、①交付年月日 ②交付した住民票等の種類 ③交付した通数又は件数 ④請求者の種別です。

■ **登録手続き** 登録申請できるのは本人に限ります。ただし、未成年の場合は法定代理人による申請、本人が来庁できない場合は委任状の添付により代理人の申請もできます。郵送による申請も可能ですが、郵送又は代理人による登録の際は事前に役場町民課までお問い合わせください。

登録される時には、①本人通知制度登録申請書 ②申請者の運転免許証、パスポート、又は住民基本台帳カードなど本人確認できるもの ③印鑑（認め印可）が必要です。なお、登録手続きは無料です。

■ ご注意

1. **登録の有効期限** 登録の有効期限は申請の日から3年間です。引き続き登録を希望される場合は、更新申請が必要となります。有効期限の1か月前には文書でお知らせします。

2. **登録の廃止** 以下のような場合は、登録が廃止されます。

○申請の内容（住所・氏名・本籍など）に変更があった時

○有効期限が満了した時

○申請者が死亡、又は住民票が抹消された時

※住所、氏名や本籍が変わった時には、変更登録が必要となります。詳しくは役場町民課までお問い合わせください。

3. **問合せ等** 登録の内容に関する電話でのお問い合わせには応じられない場合がございます。窓口等で登録されたご本人が住民票の写し等を申請される時には、本登録の内容を含め厳格に確認するため、交付に時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

■ **問合せ** 役場町民課 町民サービス担当 ☎296-5891 FAX296-1945

こども医療費支給制度のお知らせ

町では、お子さんが医療機関等で受診した場合に、保険診療による一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を支給しています。

○ **対象者**：鳩山町に住所がある中学校修了前まで（15歳到達後最初の年度末まで）のお子さん、各種健康保険制度に加入しているお子さん

○ **登録手続き**：次のものを用意して役場健康福祉課で登録申請してください。登録後、受給資格証を交付します。

● お子さんの氏名が記載されている健康保険被保険者証

● 振込先口座番号が分かるもの（受給資格者となる保護者名義の預金通帳など） ● 印鑑

○ **助成方法**：鳩山町協定締結医療機関等で受診した場合は、保険証と受給資格証を提示することにより、窓口での支払いが不要となります。それ以外で受診した場合は、医療機関窓口で医療費を支払い、こども医療費支給申請書に証明を受けるか、領収書を添付し申請してください。

○ **変更手続き**：加入保険に変更があった場合や振込先の口座を変更したい場合は、お子さんの氏名が記載されている新しい保険証、口座の分かるもの（受給資格者となる保護者名義の通帳等）をお持ちください。

○ **受給資格を喪失したとき**：町外へ転出する等により受給資格を喪失したときは、必ず受給資格証を健康福祉課へ返却してください。

問合せ：役場健康福祉課296-1241 FAX296-3390

お知らせ

役場水道課からのお知らせ

配水場等の清掃について

きれいで安全な水の供給を図るため、毎年町内にある配水場および浄水場の水槽内の清掃を実施しています。

今年も下記の日程により清掃を実施いたします。実施につきましては、十分注意して清掃を行います。万が一、赤水などが発生した場合には、役場水道課までご連絡ください。皆さんのご協力をお願いいたします。

日程：2月6日(水)＝鳩山町配水場、2月20日(水)＝池田浄水場、2月27日(水)＝大平配水場、3月6日(水)＝上沢配水場

問合せ：役場水道課 ☎296-1228

就学援助制度のお知らせ

町では、経済的な理由によって就学困難な学齢児童生徒（平成25年度小学校入学予定者を含む）の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。

対象：①生活保護の停止又は廃止を受けたが、なお経済的に困っている方 ②世帯全員の町民税が非課税、又は減免を受けている方 ③国民年金保険料又は国民健康保険料が減免又は猶予されている方 ④個人事業税又は固定資産税の減免を受けている方 ⑤ひとり親家庭で児童扶養

手当の支給を受けている方 ⑥その他、職業が不安定等で経済状態が生活保護世帯に準ずる程度に悪いと認められる方などの認定要件を満たしている方

援助内容：学用品費等・校外活動費・学校給食費・新入学用品費・修学旅行費

申請書配布場所：町教育委員会教育総務課（役場3階）及び役場東出張所

申請方法：随時受け付けています。なお、就学援助の申請は毎年必要です。申請書には口座番号の記入があります。証明する書類と印鑑を持参の上、教育総務課までお越しください。今年度（平成24年度）援助を受けており、経済的状況が変わらず引き続き平成25年度も援助を希望される方は、2月中に申請書の提出をお願いします。

問合せ：町教育委員会 教育総務課学務担当 ☎296-1227

鳩山町商工会主催

行政書士無料相談会

相続や遺言、法人設立、各種許認可申請などの相談をお受けします。

日時：1月17日(木) 午前9時～正午
場所・問合せ：鳩山町商工会 ☎296-0591

母子及び寡婦福祉資金貸付制度

県では、母子家庭のお母さんや寡婦の方が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金をお貸ししています。

内容：扶養しているお子さんが高校や大学などに通うための資金、お母さんが就職するために必要な知識や技能を習得するための資金など ※詳細については、役場健康福祉課、又は県西部福祉事務所へお気軽にご相談ください。なお、審査結果により、ご利用いただけない場合があります。

問合せ：役場健康福祉課 ☎296-1241、西部福祉事務所 ☎283-6800



はとやま子育てネットワーク くるっくー ママのおしゃべりタイム

公園デビューはちょっと苦手。でも「この子にお友だちと私にママ友もほしいかな」というママにぴったりな「ママのおしゃべりタイム」です。

期日：2月4日(月) 時間：午前10時～正午 場所：ひばり子育て支援センター 参加費：100円(お茶代) ※ママのカップとお子さんの飲み物をお持ちください。託児は無料です。 問合せ：ひばり子育て支援センター ☎296-5694

役場町民課からのお知らせ

国民健康保険税の 社会保険料控除について

平成24年1月～12月までにお支払いいただいた国民健康保険税は、確定申告において全額社会保険料控除の対象になります。

一般納付の方は領収書等で、口座振替の方は「口座振替納付済通知書」(1月下旬送付予定)等で、特別徴収(年金天引き)の方は、日本年金機構などから送付される公的年金等の源泉徴収票等で申告してください。

所得申告参考資料の発行を希望される場合は、役場町民課、または役場東出張所で随時発行しますので、本人確認ができるものを持参の上、窓口までお越しください。

問合せ：役場町民課 保険年金担当 ☎296-5891

デマンドタクシーと

町内循環バス共通乗車券

お買い物券の使える事業所を追加

事業所名：今宿接骨院 所在地：鳩山町大字小用1207-18 ■共通乗車券は、役場町民課、役場東出張所、町商工会、町総合福祉センター、タクシーやバスの車内で販売しています。

JAXA阪本教授の講演会と フレサよしみウインドオーケストラ演奏会 in 吉見町

JAXA(宇宙航空研究開発機構)宇宙科学研究所の阪本教授による星にまつわるお話会と、吉見町の有志によるオーケストラの星にまつわる演奏会を合わせたイベントです。

日時：2月9日(土) 午後1時30分～4時30分 場所：吉見町民会館「フレサよしみ」大ホール 申込・問合せ：往復はがきに住所・氏名・年齢・参加人数を明記の上、1月20日(日)(必着)まで、吉見町役場地域振興課内「比企・星降る里(ふるさと)地域おこし実行委員会事務局」(〒355-0192比企郡吉見町大字下細谷411 ☎0493・54・5027)へ。詳細については、吉見町ホームページをご確認ください。

飼育動物(犬、猫、ウサギ、インコ等は除く)の 頭羽数の報告が義務化されました

家畜伝染病予防法の改正により、畜産業を営む方だけではなく、一般家庭でも家畜を1頭羽以上飼育している所有者は、その飼育頭羽数について県に報告することが義務付けられました。報告が必要な動物(1頭羽数から)：牛、水牛、馬、豚、ミニブタ、いのしし、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、あひる、アイガモ、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

報告方法：毎年所定の報告書(川越家畜保健衛生所及び役場産業振興課窓口でも入手可。)に記入し、川越家畜保健衛生所に郵送またはFAXで送付。

問合せ：県川越家畜保健衛生所 ☎225-4142 FAX226-9653